

平成 22 年 3 月 2 日

各 位

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号
株式会社ダヴィンチ・ホールディングス
代表取締役社長 金子 修
(コード番号: 4314)

問い合わせ先 Tel: 03 (6215) 9865

メールアドレス ir@davinci-holdings.co.jp

第 1 回行使価額修正条項付新株予約権の行使期間の延長に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 18 日付「BNPPIJ 社とのコミットメントライン契約の返済期限延長等に係る変更契約締結に関するお知らせ」にて、当社及び当社子会社である株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズが、BNP パリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社（以下「BNPPIJ 社」といいます。）と、同社との間で締結された平成 20 年 2 月 28 日付けコミットメントライン契約（以下「コミットメントライン契約」といいます。）の返済期限延長等に係る変更契約（以下「変更契約」といいます。）を平成 22 年 2 月 18 日付けで締結した旨をお知らせしておりますが、今般、当該変更契約に基づき、下記のとおり、当社の第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使期間を延長することを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の行使期間の延長の目的及び理由

当社は、変更契約により、BNPPIJ 社との間で、本新株予約権の行使に際しての出資の目的であるコミットメントライン契約に基づく貸付金債権（以下、「本貸付金債権」という。）の返済期限を平成 22 年 3 月 14 日から平成 22 年 9 月 14 日に延長することを合意しておりますが、当該合意を行うに際し、BNPPIJ 社と協議いたしました結果、当該返済期限の延長後においても、本新株予約権の全ての所有者でありかつ本貸付金債権の貸付人である BNPPIJ 社の権利を、当該延長を行う前と同様の状況に維持する必要があるとの結論に至り、BNPPIJ 社が保有する本新株予約権の行使期間を返済期限延長後の本貸付金債権の返済期限に合わせて延長することといたしました。

なお、行使期間以外の本新株予約権の条件につきましては変更ありませんので、本新株予約権が行使された場合の株式の希薄化による影響に変動はありません。

2. 本新株予約権の行使期間の延長の内容

本新株予約権の行使期間の延長の内容は以下のとおりです。なお延長後の本新株予約権の詳細は、別紙「本新株予約権の状況」をご参照ください。

(1)本新株予約権の名称

第1回新株予約権

(2)本新株予約権の総数

22,000個

(3)本新株予約権の行使期間の延長に係る本新株予約権の内容の変更

本新株予約権の行使期間の延長に伴い、以下のとおり本新株予約権の内容が変更されます。

<変更前>

本新株予約権を行使することができる期間

平成20年9月4日から平成22年3月14日の5営業日前まで

<変更後>

本新株予約権を行使することができる期間

平成20年9月4日から平成22年9月14日の5営業日前まで

以上の他、本新株予約権の内容及びBNPPIJ社との間の平成20年3月7日付け本新株予約権総数買取契約の条件に変更はありません。

(4)効力発生日

平成22年3月8日

(5)その他本新株予約権の行使期間の延長の条件

本新株予約権の行使期間の延長に伴い、当社は、コミットメントライン契約の返済期限延長に伴う本新株予約権の行使期間の延長の公正な価値として評価機関により算定された金額を踏まえ、本貸付金債権の金利等諸般の事情を考慮の上、BNPPIJ社より、上記効力発生日付けで、本貸付金債権のうち金53,496,402円に相当する金額の放棄を受けることとなります。

3. 今後の見通し

本新株予約権の行使期間の延長による当社業績への影響は軽微です。当社は、引き続き、コミットメントライン契約に基づく借入れの期限の利益の喪失を避けるべく、必要な手続きを行なってまいります。また、現在、シンジケートローンレンダー（株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとした平成18年3月31日付けタームアウ

ト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に基づく協調融資の貸付人を意味
します。)とも返済期限の延長に向けて交渉を進めております。協議・交渉の状況及
び担保設定等の手続の進行状況につきましては、今後変動があり次第速やかに開示い
たします。

以上

(別紙) 本新株予約権の状況

行使期間延長後の本新株予約権の状況は以下のとおりです。

新株予約権の数	22,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に100万円を乗じ、これを別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)
新株予約権の行使期間	平成20年9月14日から平成22年9月14日の5営業日前まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 資本組入額：本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その残額を資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使する本新株予約権の数を乗じた額が、本新株予約権行使時におけるコミットメントライン契約に基づく貸付残高を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に本新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権は譲渡できないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 新株予約権の行使時の払込金額
- 1 金銭以外の財産を本新株予約権の行使に際しての出資の目的とする旨、その内容及び価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、割当先と当社との間で締結されたコミットメントライン契約に基づき割当先が当社に対して実行する貸付金債権のうち、額面金額で100万円の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)は、本日(平成22年3月2日)現在で、4,845円である。
- 2 行使価額の修正
- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、平成20年12月15日を初回として、以降毎月第3金曜日(以下、「行使価額修正日」という。)に、各行使価額修正日に先立つ3連続取引日(行使価額修正日当日を除く。本書において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」(以下「証券取引所」という。)において、当社普通株式にかかる普通取引が行われる日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない日を除く。)のVWAPの単純算術平均値の94%に修正される。修正後の行使価額は、当該修正日から適用される。但し、2回目以降の行使価額修正日において修正される行使価額は、4,028円を下回らないものとする。
- (2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、下限価額は、次項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整されるものとする。
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。)その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定した時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみな

して行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認をした日までに行使請求をした者のうち、調整後の行使価額により本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。))のない日数を除く。)の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り上げる。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換により行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 前項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用日その他必要事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。